

王子本町二丁目町会 防犯カメラ運用規則

(目的)

第1条 この運用規則は王子本町二丁目町会が所有する防犯カメラシステムの管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。なお、この運用規則の内容は、北区の生活安全担当部署の助言を得たうえで定めている。

(設置の目的)

第2条 王子本町二丁目町会は、地域の安全・安心を確保することを目的に防犯カメラを設置することとする。

(管理責任者及びその責務)

第3条 防犯カメラの管理責任者及びその責務を以下のように定める。

(1) 防犯カメラ管理責任者 王子本町二丁目町会 会長

(2) 防犯カメラ管理責任者の責務

防犯カメラ管理責任者は、王子本町二丁目町会防犯カメラの運用について適切な管理を行わなければならない。また、地域における見守り活動について、東京都北区から実績報告の依頼があれば報告しなければならない。

(防犯カメラシステムの設置場所)

第4条 防犯カメラシステム（記録一体型）の機材は以下の場所に設置することとする。

(1) 防犯カメラ設置場所 別紙のとおり

(2) 記録装置設置場所 別紙のとおり

(設置表示)

第5条 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示することとする。

(記録の保管期間)

第6条 記録装置の映像記録期間は1週間程度とする。

(記録の保管方法)

第7条 各カメラに内蔵の記録媒体に保管期間分を上書きしていくこととする。

(記録の廃棄方法)

第8条 記録装置に記録した映像については、映っている人物・建築物等のプライバシーに配慮し、第三者に内容を確認されないことがないように、適切に廃棄する。

(記録の閲覧が可能な者)

第9条 記録の閲覧については、王子本町二丁目町会会長、王子本町二丁目町会副会長及び王子本町二丁目町会防犯部長が行えることとする。

(記録の閲覧又は外部提供方法)

第10条 記録を閲覧する場合は、第9条に掲げた者のうち、2名以上でなければ閲覧することはできない。また、記録に映っている人物、建築物等のプライバシーに配慮した適切なセキュリティ対策等の処置を行ったうえで閲覧することとする。

付 則

(施行期日)

1. この防犯カメラ運用規則は、平成27年7月1日から施行する。
2. この防犯カメラ運用規則（一部改定）は、平成29年6月1日から施行する。